

安全保障と経済成長のためのエネルギー需給を確立する法律

(脱・脱炭素法)

概要

提出の理由

日本では、脱炭素を政策目的とする法規制・賦課金・補助金が累積し、電気事業制度も官製市場の乱立で複雑化した。その帰結として、安定・安価・計画的な供給と設備形成が阻害され、データセンター等の需要急伸にも電源・系統整備が追いつかず、節電要請は常態化し、電気料金の高止まりが生じている。わが国は安全保障と経済成長を最優先に据えたエネルギー需給体制へ転換する必要がある。

法律案の要旨

1. 脱炭素関連の法律・政省令・規則を包括的に廃止する。これに伴い、必要な安全・保安等に関する法律・政省令・規則は経過措置を講じて維持のうえ別法へ再配置する。
2. 電気事業制度を震災前の垂直統合・地域独占に復帰させる。すなわち、一般電気事業(発・送・配・小売一体)を再び設置し、全国で 10 の供給区域に各 1 社を指定する。総括原価主義(認可制)と長期電源開発計画(15 年以上)を制度化し、FIT/FIP を含め電気事業に関する官製市場を段階的に廃止し清算する。
3. 再編促進機構(国 100%／時限の特殊会社)を時限的に設立し、電気事業の再統合と設備更新を橋渡しする。発生した費用は全国一律で kWh 比例の再編調整賦課金で広く薄く回収する。
4. 石油石炭税の温暖化対策税相当分を廃止する。

要綱

第一 総則

- 目的 本法は、脱炭素を政策目的とする規制・賦課金・補助金を整理して国民負担を軽減し、安全保障と経済成長を最優先に、安定かつ安価で計画的なエネルギー需給体制を確立することを目的とする。
- 定義 本法において「一般電気事業」「卸電気事業」「供給区域」「長期電源開発計画」「供給計画」「再編促進機構」「再編調整賦課金」その他政令で定める用語の意義を定める。

第二 脱炭素関連法制の包括的廃止・整理

- 次に掲げる法律を廃止する。
 - 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (FIT/FIP)
 - 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 (GX 推進法)
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)
 - エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (高度化法)
 - エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (省エネ法)
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (建築物省エネ法)
 - 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律
 - 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律 (水素社会推進法)
 - 二酸化炭素の貯留事業に関する法律 (CCS 事業法)
 - 電気事業法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第四十四号。GX 脱炭素電源法)
 - 都市の低炭素化の促進に関する法律 (低炭素都市法)
 - 気候変動適応法
 - 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
 - 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
 - バイオマス活用推進基本法
- 次の法律については、当該法律に基づく基本方針・指定品目等の告示から二酸化炭素性能に係る項目を削除する。
 - 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (環境配慮契約法)

2 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

前各号の廃止に伴い、必要な安全・保安等の機能は、経過措置を講じたうえで、都市計画法、建築基準法、災害対策基本法、農地法、森林法その他の一般法に再配置する。

第三 電気事業体制（電気事業法等の改正）

- 一 一般電気事業の許可制を設け、全国を十の供給区域に区分し、各区域につき一の一般電気事業者（指定一般電気事業者）を指定する。
- 二 指定一般電気事業者に継続供給義務及び最終保障供給を課し、卸電気事業による長期卸供給契約を補完的に位置付ける。
- 三 料金を総括原価主義（認可制）に復帰させ、燃料費等自動調整、再計算（リオープナー）、規制会計及び情報公開の仕組みを整備し、再編調整賦課金の二重算入を禁止する。
- 四 政府が計画期間十五年以上の長期電源開発計画を閣議決定で策定し、指定一般電気事業者に供給計画の認可と同計画への適合義務を課す。政令で定める重要電源及び基幹送電線については工事許可制とする。

第四 制度整理（OCCTO・官製市場・FIT/FIP の廃止）

政府は、電力広域的運営推進機関（OCCTO）を廃止するとともに、容量市場、非化石価値取引市場、需給調整市場及び長期脱炭素電源オーナークション等を段階的に廃止し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT/FIP）は移行卸契約及び清算金の支払により終結させる。

第五 電気事業再編促進機構（国100%・時限の特殊会社）

- 一 機構を国の全額出資による特殊会社として設立し、設置期間を十年、回収期間を五年以内とする。
- 二 機構は、再統合及び設備更新の円滑な実施のため、出資、資本性借入、保証、資産の一時保有・再譲渡その他必要な支援を行う。
- 三 機構の資金は、政府出資、財政投融資及び政府保証付債の発行により調達する。政府保証付債の限度は国会の議決を経て政令で定める。
- 四 機構は、事業計画の認可、情報公開及び会計検査院の検査を受ける。

第六 再編調整賦課金（全国一律・kWh 比例）

- 一 賦課金を創設し、その充当先を再統合及び制度廃止に伴う清算・資本組替の費用に限定する。
- 二 賦課金は全国一律に需要家の使用電力量（kWh）に比例して徴収し、指定一般電気事業者が料金に上乗せして徴収した額を清算センター（機構内）に拠出する。
- 三 毎年度の単価は必要額から過不足を控除・加算した上で見込み販売電力量で除して算定し、単価の上限を法令で定める。過不足は翌年度に精算する。

四 生活困窮世帯等について免除又は減免を行う。賦課金収入は専用勘定で管理し、毎年度の収支を公表し、総括原価との二重算入を禁止する。賦課期間は十年を上限とする。

第七 地方条例・国際関係

一 本法の趣旨に反する二酸化炭素課徴や総量規制に係る地方公共団体の条例は、当該事項について適用しないことを明らかにする。

二 国内外の投資家に対する不当な差別的取扱いを禁止し、制度変更に伴う国際紛争の回避に配慮する。

第八 監督・罰則

政府は、報告徴収、立入検査、命令及び許可取消等の監督権限を行使できることを定め、違反に対する罰則を整備する。

第九 施行・経過（読み替え・みなし等を含む）

一 公布の日以後、小売電気事業の新規登録の受理を停止する。

二 施行の日までに供給区域の指定及び指定一般電気事業者の指定を完了する。

三 施行後十八月以内に送配電・発電・小売のグループ再統合を完了させる。

四 施行後三年で小売電気事業の登録を失効させ、契約を指定一般電気事業者に包括承継させる。

五 施行後十二月以内に第一回の長期電源開発計画を策定する。

六 FIT/FIPに基づく契約は施行日に移行卸契約に読み替え、移行単価・期間・清算金等の細目は政令で定める。

七 容量市場、非化石価値取引市場、需給調整市場及び長期脱炭素電源オーネクションに係る契約その他の法的関係は施行後二年で失効させ、清算手続は政令で定める。

八 電力広域的運営推進機関（OCCTO）は施行後二年で解散し、権利義務は国に承継される。

九 低炭素都市法の誘導区域等は施行日から三年を限度として都市計画法の地区計画に基づくものとみなし、気候変動適応法の適応計画は当分の間、災害対策基本法の地域防災計画の一部として効力を有するものとみなす。未処分の申請・協定等は所管を変更して継続させる。

第十 税制（石油石炭税の温暖化対策税相当分の廃止）

石油石炭税法及び租税特別措置法を改正し、温暖化対策税相当分の税率をゼロとする。施行は月初とし、蔵出し在庫の棚卸調整及び過誤納還付の経過措置を整備する。

条文

第一章 総則

(目的)第1条 この法律は、脱炭素を政策目的とする規制及び負担を整理し、安全保障と経済成長を最優先として、安定かつ安価なエネルギーの供給体制を確立するため、関係法令の廃止等及び電気事業制度の整備その他所要の措置を講ずることを目的とする。

(定義)第2条 この法律において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 一般電気事業 発電、送電、配電及び小売の業務を一体として営み、経済産業大臣の許可を受けた事業をいう。

二 卸電気事業 電気を発電し、主として一般電気事業者に対して卸供給する事業をいう。

三 供給区域 別表に掲げる区域をいう。

四 長期電源開発計画 この法律に基づき政府が策定する、十五年以上の期間にわたる全国的な電源及び送電設備の開発に関する計画をいう。

五 供給計画 一般電気事業者が作成し、経済産業大臣の認可を受ける、需要見通し、電源計画、送配電設備計画等を一体とする計画をいう。

六 再編調整賦課金 電気事業の再統合及び制度廃止に伴う清算・資本組替の橋渡しに要する費用の回収のため、需要家から電気の使用量に応じて徴収する負担金をいう。

第二章 脱炭素関連法制の廃止等

(廃止)第3条 次に掲げる法律を廃止する。

一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

二 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律

三 地球温暖化対策の推進に関する法律

四 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

五 エネルギーの使用の合理化等に関する法律

六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

七 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

八 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律

九 二酸化炭素の貯留事業に関する法律

十 電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十四号)

十一 都市の低炭素化の促進に関する法律

十二 気候変動適応法

十三 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

十四 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

十五 バイオマス活用推進基本法

(告示の改廃)第 4 条 次の各号に掲げる法律に基づく基本方針及び指定品目その他の告示については、二酸化炭素の排出量等に係る評価項目を削除するものとし、主務大臣は、当該改廃を直ちに行うものとする。

一 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

二 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

第三章 電気事業制度の整備

(許可及び指定)第 5 条 一般電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 政府は、政令で定めるところにより、供給区域ごとに一の一般電気事業者を指定し、当該区域内の一般電気事業を営ませる。指定の基準は、需要規模、設備形成計画、保安体制、財務の健全性その他政令で定める基準による。

(供給義務)第 6 条 指定一般電気事業者は、供給区域内の需要に対し、継続して電気を供給する義務を負う。

2 指定一般電気事業者は、政令で定めるところにより、最終保障供給を行わなければならない。

(卸電気事業からの調達)第 7 条 指定一般電気事業者は、需給及び費用の効率性に資する場合には、卸電気事業者と長期卸供給契約を締結することができる。

2 長期卸供給契約の標準約款その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

(料金の認可)第 8 条 指定一般電気事業者は、一般電気供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の基準は、総括原価主義によるものとし、必要経費、減価償却費、税相当額及び許容利潤の合計をもって収入上限とする。

3 前項の算定に当たっては、燃料費等の自動調整及び電力購入費調整の仕組みを設けるものとする。

4 著しい経済事情の変動その他やむを得ない事由があるときは、経済産業大臣は、指定一般電気事業者の申請により、当該認可の再計算をすることができる。

5 規制会計の区分及び情報公開に関し必要な事項は、政令で定める。

6 再編調整賦課金は、第二項の収入上限に算入しない。

(長期電源開発計画)第 9 条 政府は、電気の安定供給の確保及び設備の計画的形成を図るため、計画期間十五年以上の長期電源開発計画を策定し、閣議の決定を経て公表しなければならない。

2 長期電源開発計画には、需要見通し、供給信頼度目標、電源構成の方針、主要電源及び基幹送電線の整備方針、区域別の役割分担その他政令で定める事項を定めるものとする。

3 政府は、少なくとも三年ごとに、長期電源開発計画を見直すものとする。

(供給計画)第 10 条 指定一般電気事業者は、毎事業年度、需要見通し、電源計画、送配電設備計画その他政令で定める事項を一体とする供給計画を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 供給計画は、前条の長期電源開発計画に適合しなければならない。

(工事許可)第 11 条 政令で定める重要電源及び基幹送電線の新設又は増設は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。許可に当たっては、長期電源開発計画への適合を審査基準とする。

(報告の徴収)第 11 条の 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度で、指定一般電気事業者に対し報告を求めることができる。

(立入検査)第 11 条の 3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、職員に、指定一般電気事業者の事務所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(命令及び許可取消)第 11 条の 4 指定一般電気事業者がこの法律又はこれに基づく命令に違反したときは、経済産業大臣は、必要な措置を命じ、なお従わないときは許可を取り消すことができる。

(罰則)第 11 条の 5 正当な理由がなく第 11 条の 2 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 正当な理由がなく第 11 条の 3 の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者も、前項と同様とする。

第四章 制度整理

(広域機関・官製市場の廃止)第 12 条 電力広域的運営推進機関は、附則第十条で定める日をもって廃止する。

2 次に掲げる市場及び制度は、附則第九条で定める日をもって廃止する。

一 容量市場(容量オーフィン並びにこれに付随する容量拠出金制度及び清算・担保・モニタリングの各制度)

二 非化石価値取引市場(FIT 非化石価値取引市場及び非 FIT 非化石価値取引市場)

三 需給調整市場(一次・二次・三次の各調整力、デマンドレスポンス(ネガワット)及び蓄電池等の調整力の取引)

四 ベースロード電源市場

五 長期脱炭素電源オーフィン(入札・契約及び付随する清算・担保の各制度)

六 前各号に付随する清算、担保、違約・罰金その他の制度

3 前項各号のほか、平成二十三年三月以後に電力システム改革に基づき創設された官製の市場又は制度で政令で定めるものは、附則第九条で定める日をもって廃止する。

4 前各項の廃止に伴う経過措置は、附則の定めるところによる。

第五章 電気事業再編促進機構(特殊会社)

(設立)第 13 条 電気事業再編促進機構(以下「機構」という。)は、電気事業の再統合及び設備形成の円滑な実施を図ることを目的として、この法律により設立する特殊会社とする。機構の株

式は国が保有する。

(業務)第 14 条 機構は、次に掲げる業務を行う。

- 一 指定一般電気事業者等に対する出資及び資本性貸付
- 二 社債の保証及び信用補完
- 三 資産の取得、保有、賃貸及び譲渡
- 四 前各号に附帯する業務

(資金調達)第 15 条 機構は、政府出資、財政投融資資金の貸付け及び政府保証付債の発行により資金を調達することができる。政府保証付債の発行限度額は、国会の議決を経て政令で定める。

(支援条件等)第 16 条 機構は、支援に当たり、支援が最小限度であること及び国庫に損失を生ぜしめない見込みがあることを確認しなければならない。

- 2 支援先は、配当、自己株式取得、役員報酬その他政令で定める事項について制限を受ける。
- 3 貸付による支援は、あらかじめ定める期限までの償還を条件とし、出資その他資本性の支援は、同期限までに当該株式等の取得(買戻し)又は第三者への譲渡により機構が退出することを条件とする。期限までに退出が実現しない場合は、配当、利率その他の条件を引き上げる。

(期間及び解散)第 17 条 機構の設置期間は十年、回収期間は五年以内とし、期間満了後に解散し、残余財産は国庫に納付する。

(会計及び監督)第 18 条 機構は、毎事業年度の事業計画・資金計画の認可、会計検査院の検査及び事業報告書・財務諸表の公表を受ける。

(規制資産への算入)第 19 条 機構の支援により取得又は形成された設備その他の資産で政令で定めるものは、規制資産(総括原価の算定基礎)に算入することができる。

第六章 再編調整賦課金

(創設・目的)第 20 条 再編調整賦課金を創設し、その充当は、電気事業の再統合及び制度廃止に伴う清算・資本組替の費用の回収に限定する。

(徴収方法)第 21 条 賦課金は、全国一律に、需要家の使用電力量(kWh)に比例して、指定一般電気事業者が料金に上乗せして徴収する。指定一般電気事業者は、徴収した賦課金を、政令で定めるところにより、清算センター(機構内)に拠出する。

(単価・上限・精算)第 22 条 各年度の賦課金単価は、当該年度の必要額から前年度の過不足額を控除又は加算した額を当該年度の見込み販売電力量で除して得た額とする。賦課金単価の上限は、一キロワット時当たり政令で定める額を超えてはならない。過不足は翌年度に精算する。

(免除・減免)第 23 条 生活困窮世帯その他政令で定める需要家については、免除又は減免を行う。

(専用勘定・情報公開・二重取り禁止)第 24 条 賦課金収入は用途外に流用してはならず、専用勘定で管理し、毎年度の収支を公表し、総括原価との二重算入を禁止する。

(時限)第 25 条 賦課金の徴収は、施行の日から十年を超えて行ってはならない。

第七章 地方条例・独占禁止法等との関係

(地方条例の適用除外)第 26 条 この法律又はこれに基づく命令に抵触する限度において、二酸化炭素の排出に係る課徴又は総量規制に関する地方公共団体の条例は、当該事項について、適用しない。

(不当差別の禁止)第 27 条 国内外の事業者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

第八章 税制(石油石炭税)

(温暖化対策税相当分の廃止)第 28 条 石油石炭税法及び租税特別措置法の一部を改正し、石油石炭税のうち温暖化対策税相当分の税率をゼロとする。施行は月初とし、蔵出し在庫の棚卸調整及び過誤納還付の経過措置を整備する。

附 則

(施行期日)第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 条、第 4 条及び第 7 条から第 10 条までの規定は公布の日から、附則第 5 条及び第 6 条の規定は公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(準備行為)第 2 条 政府は、この法律の施行に必要な政令の制定その他の準備行為を行うことができる。

(小売登録の新規受理の停止)第 3 条 小売電気事業の登録の新規受理は、公布の日以後、行わない。

(指定一般電気事業者の指定)第 4 条 政府は、施行の日までに、供給区域ごとに一の一般電気事業者を指定する。供給区域は別表のとおりとする。

(グループ再統合の完了期限)第 5 条 指定一般電気事業者は、施行の日から起算して十八月以内に、当該供給区域内の送配電・発電・小売のグループ会社を吸収合併その他の方法により再統合しなければならない。

(小売登録の失効・包括承継)第 6 条 小売電気事業の登録は、施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。この場合において、小売契約は、当該供給区域の指定一般電気事業者に包括承継される。

(長期電源開発計画の初回策定)第 7 条 政府は、施行の日から起算して十二月以内に、第一回の長期電源開発計画を策定し、閣議決定しなければならない。

(FIT/FIP の読み替え)第 8 条 FIT/FIP に基づく契約は、施行の日において、当該供給区域の指定一般電気事業者との移行卸契約に読み替えられたものとみなす。移行単価、期間、清算金その他必要な事項は、政令で定める。

(市場制度の失効・清算)第 9 条 次に掲げる市場及び制度に係る契約その他の法的関係は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。清算手続は政令で定める。

- 一 容量市場(容量オーケション、容量拠出金制度及び付随制度)
- 二 非化石価値取引市場(FIT 非化石価値取引市場及び非 FIT 非化石価値取引市場)
- 三 需給調整市場(一次・二次・三次の各調整力、デマンドレスポンス(ネガワット)及び蓄電池等の調整力の取引)
- 四 ベースロード電源市場

五 長期脱炭素電源オーケション(入札・契約及び付随制度)

六 前各号に付随する清算、担保、違約・罰金その他の制度

2 前項各号のほか、平成二十三年三月以後に電力システム改革に基づき創設された官製の市場又は制度で政令で定めるものに係る契約その他の法的関係も、同日にその効力を失う。

3 清算に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(OCCTO の廃止・承継)第 10 条 電力広域的運営推進機関は、施行の日から起算して二年を経過した日に解散する。権利義務、資産及び職員は、政令で定めるところにより、国に承継する。

(独占禁止法の適用関係)第 11 条 本法の施行に伴う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用関係について必要な事項は、政令で定める。

別表(第2条関係) 供給区域

北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄。